

胸上小学校いじめ防止基本方針

～ 縦割り班活動で、みんななかよし 胸上小 ～

◆ はじめに ◆

いじめとは「児童生徒に対して、一定の人的関係にある他の者から、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義されている。

いじめは、全ての児童に関係する問題であり、いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、さまざまな教育活動に取り組むことができるように、学校の内外を問わず、いじめがなくなることをねらいとして行わなければならない。また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、「いじめ」がいじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童一人ひとりが十分に理解できるようにしなければならない。加えていじめ等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護する事が特に重要であることを認識しながら、学校、地域住民、家庭その他関連機関との連携の下、いじめ問題を克服することを目指して行われなければならない。

上記の考えのもと、本校では全ての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。」という基本認識に立ち、全校児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定した。

本校のいじめ防止のための基本姿勢として、以下のポイントをあげる。

*いじめの未然防止のための取り組み

- ・より良い人間関係作りに取り組む。
- ・学校の教育活動全体を通して、児童一人一人の自己肯定感を高めるようにする。
- ・いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。

*いじめの早期発見するための取り組み

- ・いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。

*いじめを早期解決するための取り組み

- ・いじめを早期解決するために、当該児童の安全を保障するとともに、学校内だけでなく関係者全員・各種団体や専門家と協力して、解決に当たる。
- ・学校と家庭が協力して事後指導にあたる。

1 いじめの未然防止のための取組

(1) より良い人間関係作りに取り組む。

○縦割り班活動の充実

- － ○何でも話せる雰囲気づくり（帰りの会の充実）

- (2) 学校の教育活動全体を通して、児童一人一人の自己肯定感を高めるようにする。
- 授業のユニバーサルデザイン化による「わかる授業」・「学び合い」・「学力保障」
 - 総合的な学習、特別活動、教科等での人と関わる体験活動

- (3) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気作りを行う。
- 学校生活に関するアンケートや心のアンケートをもとに行う教育相談
 - 週目標の徹底

2 いじめを早期発見するための取組

- 「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、全ての教員が児童の様子を見守り、日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化も見逃さない鋭い感覚を身に付けていくことが必要である。
- おかしいと感じた児童がいる場合には、職員朝会・職員会議等の場に置いて気づいたことを早期に共有し、より大勢の職員が目で見守るようにする。
- 様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけを行い、児童に安心感をもたせると共に問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には該当児童から悩みを聞き、問題の早期解決を図る。
- 「学校生活に関するアンケート」を年3回行い、児童の悩みや人間関係の把握に努め、いじめのない学校を目指す。
- 実践的な態度を養う、道徳教育の充実、特別活動の推進をする。

3 いじめが起こった時の早期解決に向けての取組

(1) 学校全体での取組

		児童に関わること	保護者に関わること
1 暴力を伴う いじめの場合	いじめられた側	○本人や周辺からの聞き取りを重視し、身体的精神的被害についての確に把握し、迅速に初期対応をする。 ○休み時間や登下校の際も、教師による見回りを行い、被害が継続しない体制を整える。 ○いじめの理由や背景をつきとめ、根本的な解決を図る。	○我が子を守り抜く姿勢を見せ、子どもの話に耳を傾け、事実や心情を聞くようにする。 ○いじめの問題解決に向けた学校の方針への理解を求め協力してもらう。
	いじめた側	○いじめは「絶対に許さない」という毅然とした態度でのぞみ、事実を確認しやめさせる。 ○いじめの理由や背景を突き止め、根本的な解決を図る。 ○カウンセラー、児童相談所、警察等関係機関と連携をとる。	○学校はいじめられた子どもを守ることを第一に考えた対応をとることを伝える。 ○事実を冷静に確認し、我が子の言い分を十分に聞くようにする。 ○被害児童、保護者に対して、適切な対応（謝罪等）をするように伝える。

2 暴力を伴わない場合	いじめられた側	○本人や周辺からの聞き取りを重視し、身体的・精神的被害についての的確に把握し、迅速に初期対応をする。 ○休み時間や登下校の際も、教師による見回りを行い、被害が継続しない体制を整える。 ○いじめの理由や背景をつきとめ、根本的な解決を図る。	○我が子を守り抜く姿勢を見せ、子どもの話に耳を傾け、事実や心情を聞くようにする。 ○いじめの問題解決に向けた学校の方針への理解を求め協力してもらう。
	いじめた側	○いじめは「絶対に許さない」という毅然とした態度でのぞみ、事実を確認しいじめをやめさせる。 ○いじめの理由や背景を突き止め、根本的な解決をとる。 ○カウンセラー等、関係機関と連携を図る。	○学校はいじめられた子どもを守ることを第一に考えた対応をとることを伝える。 ○事実を冷静に確認し、我が子の言い分を十分に聞くようにする。 ○被害児童、保護者に対して、適切な対応（謝罪等）をするように伝える。
3 行為が見えにくい場合	いじめられた側	○つらく苦しい気持ちに共感し、「いじめから全力で守ること」を約束する。 ○本人や周辺からの聞き取りを重視し、身体的・精神的なダメージについての的確に把握し、迅速に初期対応する。 ○いじめの理由や背景をつきとめ、根本的な解決を図る。	○我が子を守り抜く姿勢を見せ、子どもの話に耳を傾け、事実や心情を聞くようにする。 ○いじめの問題解決に向けた学校の方針への理解を求め協力してもらう。
	いじめた側	○いじめは「絶対に許さない」という毅然とした態度でのぞみ、事実を確認し、いじめをやめさせる。 ○いじめの理由や背景を突き止め、根本的な解決をとる。 ○カウンセラー等、関連機関と連携を図る。	○学校はいじめられた子どもを守ることを第一に考えた対応を取ることを伝える。 ○事実を冷静に確認し、我が子の言い分を十分に聞くようにする。
直接関係のない者		○傍観することはいじめに荷担することと同じであることを考えさせ、いじめられた児童の悲しみを理解させる。 ○友達の言いなりにならず、自らの意志で行動することの大切さに気づかせる。	○いじめに気づいた時、傍観者にならず助ける側の態度を取ることができるような子どもに育てるように伝える。 ○いじめに対する考え方を理解させ、どんな場合でもいじめる側や傍観者になってはならないという気持ちを育てる。

(2) 地域・家庭との連携

①各家庭での 取組	○自分の子どもに関心をもち、子どもの寂しさやストレスに気づくことが出来る親になるよう啓発する。 ○ダメな時は「叱ることができる親に!」、頑張ったときは「ほめることができる親に!」を合い言葉に、意識してもらう。 ○父親の関わりが大きく影響することを伝え、母親任せにしないで、父親も子育てに参加するように啓発する。 ○携帯電話やパソコンを使うルールを保護者と本人で話し合って決める。
②地域での 取組	○子どもたちを「地域の宝」として育てる意識をもち、子どもたちに地域から守られているという安心感をもたせる。 ○子どもたちと、顔見知りになるために、子どもたちと出会った時はあいさつや声かけをお願いする。 ○公園や遊び場などで、子どもたちが困っているのを見かけたら、積極的に声をかけていただく。

(3) 事後指導

- いじめが解消されたと見られる場合でも引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続して行う。
- 教育相談、日記、手紙などで積極的に関わり、その後の状況についての把握に努める。
- いじめられた子ども、いじめた子ども双方にカウンセラーや関係機関の活用を含め、心のケアにあたる。

重大事態への対応

1 重大事態と思われるいじめの例

- ・児童生徒が自殺を企画した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・被害児童が相当な期間学校を欠席することを余儀なくされている場合

2 事実関係を明確にするための調査を必ず行う場合

- ・重大事態が発生したとき
- ・児童や保護者から、いじめにより重大事態に至ったという申し立てがあったとき

3 重大事態発生時の学校がとるべき対応

① 学校設置者に、重大事態の発生を報告する。

② 学校が主体として調査を進める。

- ・学校に調査組織を設置する。公平性・中立性を確保するよう努める。
- ・調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施する。いじめ行為の事実関係を可能な限り明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ・いじめを受けた児童及び保護者に対して、情報を適切に提供する。その際、関係者の個人情報に十分配慮する。
- ・調査結果を学校の設置者に報告する。いじめを受けた児童またはその保護者が希望する場合、その児童や保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。
- ・調査結果を踏まえた必要な措置を講じる。

4 いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 朝会や職員会議

毎週の終会や職員会議で生活指導に関わる話し合いをもち、問題を抱える児童についての現状や指導についての情報交換やいじめに関わる情報交換を行う。

(2) いじめ防止委員会

いじめ防止に関する措置を実効的に行うために、校長、教頭、教務、生徒指導、学級担任、養護教諭、スクールカウンセラーを構成メンバーとして「いじめ防止委員会」を定期的に設置する。また、必要に応じて委員会を開催する。